

【別紙5】

業務委託契約の再委託に関する ガイドライン

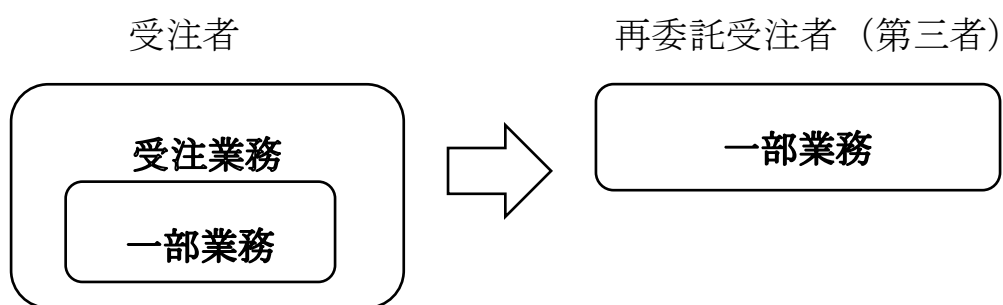
古平町総務課

令和6年12月

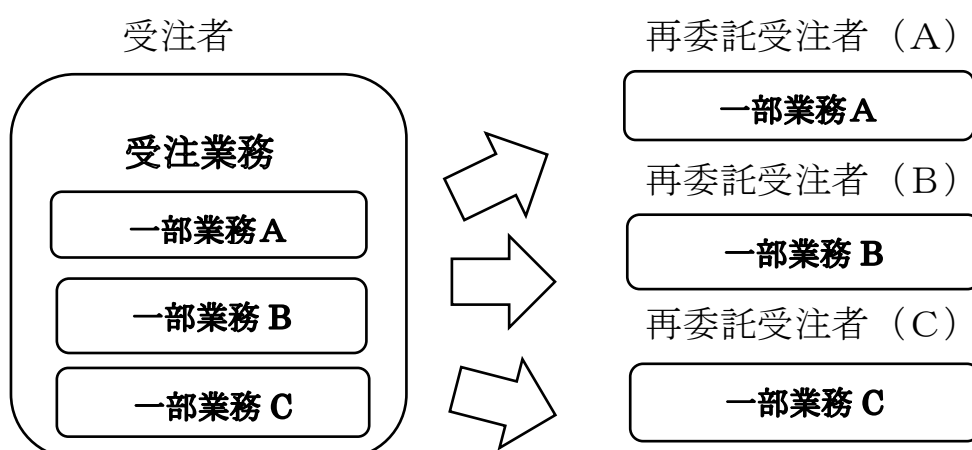
1. 業務の分類

(1) 再委託できるもの

(例1) 業務委託の一部を一者に再委託しようとする場合

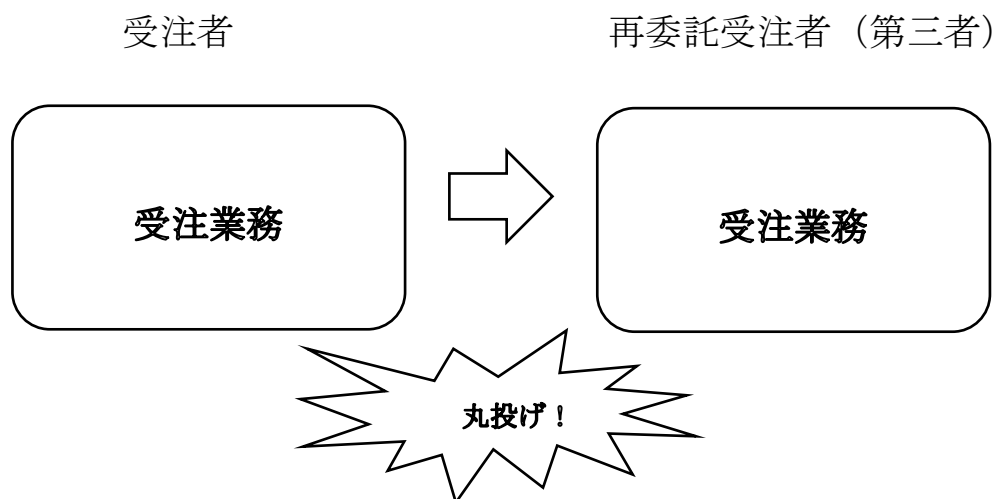


(例2) 多数の業種を含む業務を一括し、複合業として委託した場合において、一部自ら実施できない業務を第三者に委託する場合

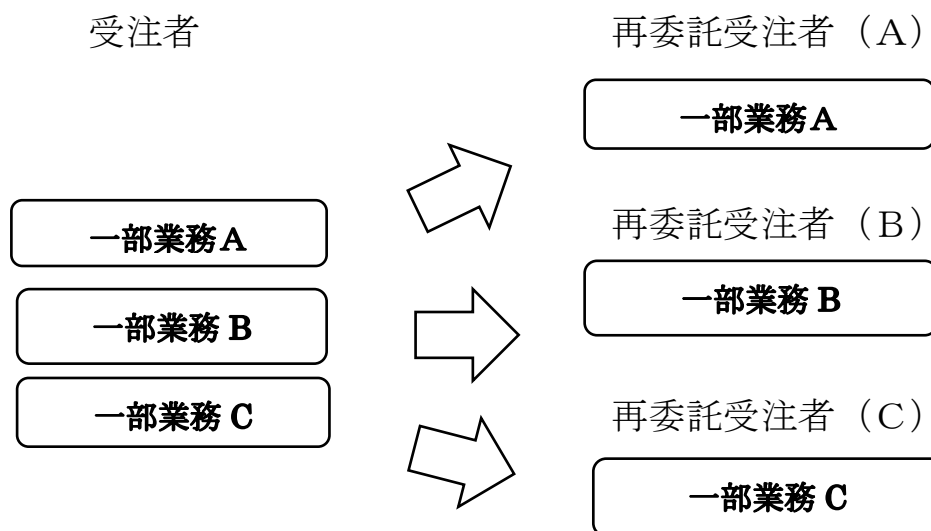


(2) 再委託できないもの

(例1) 全ての業務委託を一者に再委託しようとする場合



(例2) 全ての業務を分割し複数業者に再委託しようとする場合



2. 再委託の承諾・不承諾について

(1) 受注者からの申請

受注者は、委託業務を第三者に再委託しようとする場合には、まず様式4「再委託承諾申請書」により、古平町へ申請が必要である。

(2) 古平町による審査

古平町は、様式4「再委託承諾申請書」を収受した場合には、再委託をしようとする業務の内容や再委託先などを速やかに審査する。古平町は審査の際に、受注者と再委託先との関係を明確にした書面の確認を行なう。

(3) 通知

古平町は審査の結果、問題がなければ様式5「再委託承諾書」を受注者へ交付する。問題があると認められた場合、古平町は受注者に様式6「再委託不承諾」を交付する。

(4) 確認

古平町は、受注者が再委託先に対して適切な指導を行い、業務が実施されているか確認できるものとする。

3. 再委託先として認められない相手

古平町包括業務委託プロポーザル実施要領における「2 参加資格」を満たさない場合、履行内容や金額にかかわらず再委託先として認められません。